

様式 1 (第 4 (1) 車両購入関係)

物 品 購 入 仕 様 書

(適用範囲)

第 1 この仕様書は、軽井沢町の発注する 令和 8 年度 3 t ダンプ購入契約について適用する。

(受注者の責務)

第 2 受注者は、契約の履行にあたっては、本業務の意図を十分に理解し、納品するよう努めなければならない。

2 受注者は、第 1 に規定する業務（以下「本業務」という。）の実施にあたっては、発注者と納品業務の進め方について協議を行い、その承認を受けて作業を進めるものとする。

3 本業務は、設計書、物品契約書、本仕様書及び関係法令を遵守して行わなければならない

(秘密の保持)

第 3 受注者は、本業務の履行にあたり知り得た事項について秘密を保持しなければならない。ただし、書面により発注者の承認を得たときはこの限りではない。

(業務上の疑義)

第 4 本業務の実施に関して、この仕様書に明記されていない事項及び疑義を生じた場合には、発注者と受注者で協議してこれを定めるものとする。

(規格数量等)

第 5 物品購入の規格数量等については、次のとおりとする。

車両本体：3 t ダンプ 1 台

除雪用スノープラウ 1 式 路面凍結防止剤散布機 1 式

(1) 車体

① 機関

形 式 水冷ディーゼル機関、4 シリンダ直接噴射式
最高出力 100kW (130PS) 以上

②動力伝達装置

主変速機 自動変速機
前進 6 段、後退 1 段 以上

③駆動方式

総輪駆動式

④運転室

構造 全鋼製密閉形
ハンドル位置 右ハンドル

⑤タイヤ

形式 前後同一サイズ
後輪ダブルタイヤ

(2)性能

1 - 1 スノープラウ

(1) プラウ幅 2,450mm 以下
(2) 装着方式 脱着式

1 - 2 車載式路面凍結防止剤散布装置

(1) ホッパー容量 1.0m³ 以上
(2) 散布幅 最小 3 m 以下～最大 6 m 程度
(3) 散布量 最小 20 g/m² 以下～最大 40 g/m² 以上
(4) 散布材送出方式 ベルトコンベア式

(3) 主要諸元

①全長 スノープラウ装着時 8,000mm 以下
スノープラウ脱着時 5,500mm 以下
②全幅 スノープラウ装着時 2,500mm 以下
スノープラウ脱着時 1,800mm 以下
③全高 (黄色回転灯上端まで) 3,000mm 以下
④最低地上高 150mm 以上
⑤車両総質量 3,000～8,000kg 以下

なお、「6 - 2 車両総質量に含まないもの及び、(7) 付加仕様・変更仕様①、②、③」以外は、車両総質量に含むものとする。

⑥最小回転半径	8.0m 以下
⑦乗車定員	2人以上
(4)計器類	
①車両本体に係る計器類（メーカー標準）	1式
(5)照明装置類	
①前部霧灯	2灯
②黄色回転灯	1灯
(6)付属装置及び付属品	
6-1 車両総質量に含むもの	
①スノープラウ	1式
②エアコン	1式
③バックブザー（車検に対応するもの）	1式
④ドライブレコーダー	1式
6-2 車両重量に含まないもの	
①取扱説明書	1部
②部品表	1部
③非常用信号具（発煙筒）	1式
④標準付属工具	1式
⑤路面凍結防止剤散布装置	1式
(7)付加仕様・変更仕様	
①タイヤチェーン（チェーンバンド含む）	1式
②冬用ワイパーブレード	1式
③スタッドレスタイヤ（ホイール付き）	
国産タイヤメーカーの物とする	6本
④AM/FMラジオ	1式
⑤集中ドアロック	1式
⑥ドアバイザー	1式
⑦回転灯	1式
⑧寒冷地仕様	1式
⑨フロアマット	1式

(8) 塗装

納入車は、国土交通省建設機械塗装基準によるものとする。

(道路維持作業車用指定塗装)

(9) 保証

納入後 1 箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし製作会社等が別に定めた保証期間が 1 箇年以上わたる場合は、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を負わせることがある。

(10) その他

① 納入車両は新車であること。

② 入札金額は、消費税抜きで記入すること。

③ 納期は、令和 9 年 3 月 25 日とする。

④ 本履行にあたり、車両登録、構造変更の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行うこととし、これらにかかる費用は登録諸費用を含めること。

⑤ ナンバー代は、登録諸費用に含めること。

⑥ 消費税非課税分（自賠責保険料）、消費税不課税分（重量税・印紙代）は、別途支払うので、入札金額に含めないこと。

⑦ 自動車リサイクル法によるリサイクル料金は、別途支払うので入札金額には含めないこと。

⑧ 付属品類の取り付け、設置に伴う費用は含めること。

⑨ 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ. 黄色灯火等の企画、取付位置については「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取り扱いについて（昭和 55 年 6 月 5 日付け、建設省発第 473 号（以降の改正分を含む）」に準ずる。

ロ. 黄色灯火等は、運転室又は作業装置上部に堅固に取り付け、

黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

⑩発注者は、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律第6条により、支払い請求を受けた日から30日以内に代金を受注者に対し支払うものとする。

⑪納車後の点検、車検等の依頼先については、受注者とは限らないこととし、別途選定する。

⑫仕様書に明記されていない事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

⑬納入車両は運輸省令昭和26年第67号(以降の改正分を含む)「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

(納入場所等)

第6 納入場所は次のとおりとする。

軽井沢町役場 軽井沢町大字長倉2381番地1

(納品日)

第7 納品する日については、あらかじめ協議をすること。

なお、役場休日は除くこと。